

総会

配布：一般

2016年3月9日

第70会期

議事日程議題 72(c)

2015年12月23日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書 (A/70/489/Add.3) に基づく]

70/234. シリア・アラブ共和国における人権の状況

総会は、

国際連合憲章に基づき、

憲章の目的と原則、世界人権宣言¹および国際人権規約²を含む、関連する国際人権条約を再確認し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全に対する並びに憲章の原則に対する総会の強い公約を再確認し、

2011年12月19日の66/176、2012年2月16日の66/253A、2012年8月3日の66/253B、
2012年12月20日の67/183、2013年5月15日の67/262、2013年12月18日の68/182および
2014年12月18日の69/189の総会諸決議、2011年4月29日のS-16/1³、2011年8月23日のS-17/1³、
2011年12月2日のS-18/1⁴、2012年3月1日の19/1⁵、2012年3月23日の19/22⁵、2012年6月

¹ 決議 217A (III)。

² 決議 2200A (XXI)、添付文書。

³ 総会公式記録、第66会期、補遺 No.53 (A/66/53)、第I章、参照。

⁴ 同書、補遺 No.53B および正誤表 (A/66/53/Add.2 and Corr.1)、第2章。

1日のS-19/1⁶、2012年7月6日の20/22⁷、2012年9月28日の21/26⁸、2013年3月22日の22/24⁹、2013年5月29日の23/1¹⁰、2013年6月14日の23/26¹⁰、2013年9月27日の24/22¹¹、2014年3月28日の25/23¹²、2014年6月27日の26/23¹³、2014年9月25日の27/16¹⁴、2015年3月27日の28/20¹⁵、2015年7月2日の29/16¹⁶および2015年10月1日の30/10¹⁷の人権理事会諸決議並びに2012年4月14日の2042 (2012)、2012年4月21日の2043 (2012)、2013年9月27日の2118 (2013)、2014年2月22日の2139 (2014)、2014年7月14日の2165 (2014)、2014年8月15日の2170 (2014)、2014年9月24日の2178 (2014)、2014年12月17日の2191 (2014)、2015年3月6日の2209 (2015) および2015年8月7日の2235 (2015) の安全保障理事会諸決議および2011年8月3日¹⁸、2013年10月2日¹⁹そして2015年8月17日の²⁰安保理議長による諸声明を想起し、

人権状況の深刻な悪化および国際人道法に違反した無差別な殺害並びにそのようなものとして文民を故意に標的とすることおよび派閥の緊張を扇動する暴力行為を非難し、

現在の紛争期間中に犯された国際人道法の重大な違反および人権法の違反や侵害に対する刑事責任の免除の文化、そしてそのことが更なる違反や侵害にとっての肥沃な土壌を提供してきたこと、に懸念をもって留意し、

市民的、政治的、経済的および社会的権利の享受に関する制限についての世間一般の不満の表

⁵ 同書、第67会期、補遺 No.53 および正誤表 (A/67/53 and Corr.1)、第三章、A節。

⁶ 同書、第V章。

⁷ 同書、第IV章、A節。

⁸ 同書、補遺 No.53A (A/67/53/Add.1)、第三章。

⁹ 同書、第68会期、補遺 No.53 (A/68/53)、第IV章、A節。

¹⁰ 同書、第V章、A節。

¹¹ 同書、補遺 No.53 (A/68/53/Add.1)、第三章。

¹² 同書、第69会期、補遺 No.53 (A/69/53)、第IV章、A節。

¹³ 同書、第V章、A節。

¹⁴ 同書、補遺 No.53A および正誤表 (A/69/53/Add.1 and Corr.1 and 2)、第IV章、A節。

¹⁵ 同書、第70会期、補遺 No.53 (A/70/53)、第二章。

¹⁶ 同書、第V章、A節。

¹⁷ 同書、補遺 No.53 (A/70/53/Add.1)、第二章。

¹⁸ S/PRST/2011/16; 安全保障理事会の決議および決定、2011年8月1日-2012年7月31日(S/INF/67) 参照。

¹⁹ S/PRST/2013/15; 安全保障理事会の決議および決定、2013年8月1日-2014年7月31日(S/INF/69) 参照。

²⁰ S/PRST/2015/15。

明の真っ最中に、文民の抗議者が 2011 年 3 月にダラアで怒りを爆発させたことを想起し、そして一般住民地区の直接砲撃に段階的に拡大した、シリア当局による文民抗議者の過度なまた暴力的な抑圧が、武力を使った暴力といわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）を含む過激主義者集団を煽ったことに留意し、

シリア住民に対するシリア当局による、1 万人よりもずっと多い子どもの殺害を含む、250,000 万以上の犠牲者の原因となった、シリア・アラブ共和国における継続している暴力の段階的拡大と、とりわけ人権の広範なまた組織的な甚だしい違反並びに侵害および弾道ミサイルの無差別使用、クラスター弾、樽爆弾や真空爆弾および塩素ガスのような、重火器と空爆の継続した無差別使用、並びに国際人道法の下で禁止されている戦闘の手段としての文民の飢餓、に関与したものを含む国際人道法違反に憤りを表明し、

莫大な人の苦しみの原因となったまた過激主義と過激主義者の拡散を助長したそしてシリア当局がその住民を保護し国際連合機関の関連する諸決議や諸決定を実施できないことを示している、その住民に対するシリア当局による過剰な武力の使用に深刻な懸念を表明し、

加盟国 71 か国に代わって、事務総長、総会議長および安全保障理事会議長に宛てた 2015 年 6 月 18 日付同一書簡に留意し、特に樽爆弾の組織的使用により引き起こされた、シリアにおける文民に対する継続した流血の惨事と暴力に関して憤りを表明し、

過激主義と過激主義者集団、テロリズムそしてテロリスト集団の広がりによって深刻な懸念を表明し、紛争のあらゆる当事者、とりわけいわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）、体制のために戦っている民兵、アル・カーイダと協力関係にあるテロリスト集団そしてその他の過激主義集団によりシリア・アラブ共和国において犯された人権のあらゆる違反および侵害並びに国際人道法違反を強く非難し、

シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会により実行された活動に対する支持を表明し、またシリア当局による同調査委員会との協力が無いことを強く非難し、

2011 年 3 月以降、シリア当局が、政策の問題として一般住民に対する広範な攻撃を実施して

きたという調査委員会の所見に重大な懸念をもって留意し、

人道に対する罪と戦争犯罪がシリア・アラブ共和国において犯されてきたようであるという事務総長、国際連合人権高等弁務官および人権理事会の特別手続により行われた声明を想起し、国際刑事裁判所に事態を付託するという安全保障理事会に対する高等弁務官のくり返された勧奨に留意し、そして決議案²¹が、加盟国からの幅広い支持にもかかわらず採択されなかったことを遺憾に思い、

調査委員会の調査結果そしてまたシリア当局により投獄された人の拷問と処刑に関する 2014 年 1 月に「シーザー」により示された証拠に含まれた申立に総会の最も深い懸念を表明し、そしてそのような申立と同様の証拠が、集められ、調査されそして将来の説明責任の取組のために利用可能とされる必要性を強調し、

安全保障理事会諸決議 2139 (2014)、2165 (2014) および 2191 (2014) の履行が、大部分は果たされていないままであることに懸念を表明し、そして文民の保護および迅速な、安全なまた妨害のない人道アクセスを通したものを含む、シリア・アラブ共和国における人道状況に対処する、取組を強化する緊急の必要性に留意し、

安全保障理事会諸決議 2170 (2014) および 2178 (2014) に対する総会の公約を想起し、

280 万人以上の女性と子どもを含む、420 万人以上の難民が、シリア・アラブ共和国から逃れることを強制されてきたことまたその 650 万人が国内避難民である、シリア・アラブ共和国における 1,220 万人の人々が、緊急の人道援助を必要とし、そのことが近隣諸国、同地域のまたその先のその他の諸国へのシリア難民流入をもたらしてきたことに不安を感じ、そして状況が地域のまた国際的な安定に示しているリスクに不安を感じ、

2011 年 3 月の平和的抗議の始まり以降の 1 万人よりもずっと多い子どもの死とそれよりも多い負傷者について、また適用可能な国際法に違反して子どもに対して犯された、子どもの勧誘と使用、殺害や傷害、レイプそして学校や病院に対する攻撃、並びに子どもの恣意的な逮捕、拘禁、拷

²¹ S/2014/348.

問、虐待および人間の楯としての子どもの使用のような、あらゆる深刻な違反や侵害について、総会の心の底からの憤りを表明し、

シリア人に便宜を図るため近隣諸国および同地域のその他の諸国により行われてきた著しい取組に総会の深い感謝の念を表明し、それと同時に、それらの諸国、特に、レバノン、ヨルダン、トルコ、イラク、エジプトそしてリビアにおける、大規模な難民と移送された住民の存在が財政的、社会経済的および政治的影響を増加していることを認め、

2013年1月30日、2014年1月15日および2015年3月31日に開催された、第一回、第二回および第三回シリア国際人道支援拠出誓約会議のクウェート政府による開催を歓迎し、そして為されてきた人道援助の著しい誓約に対し総会の深い感謝の念を表明し、

2012年6月30日のジュネーブ・コミュニケ²²に基づくシリア危機に対する政治的解決を達成するための国際連合およびアラブ連盟の取組並びにあらゆる外交努力をまた歓迎し、そしてシリア担当事務総長特使、ステファン・デ・ミストゥーラに対する総会の完全な支持を表明し、

シリア・アラブ共和国における紛争当事者、とりわけシリア当局が、政治的合意を達成した2012年6月30日のジュネーブ・コミュニケに基づく完全な行政権限をもった暫定政府を形成する機会を上手く利用することに失敗してきたことに総会の遺憾の意を表明し、

1. 一般住民に対して犯された、国際人権法のあらゆる違反および侵害並びに国際人道法のあらゆる違反、とりわけ文民地区にまた民間社会資本に対する樽爆弾の使用を含む、あらゆる無差別攻撃を強く非難し、全ての当事者が、医療施設や学校を直ちに非武装化しそして国際法の下での自らの義務を遵守することを要求する。

2. 2011年の平和的抗議の始まり以降、シリア自身の国民に対するシリア当局による継続した武器を用いた暴力を最も強い文言で憂慮し且つ非難し、そしてシリア当局が、恐怖戦術、空からの攻撃、樽爆弾と真空爆弾、化学兵器および重砲の使用に関与するものを含む、文民地区および公共の場でのあらゆる無差別攻撃に直ちに終止符を打つことを要求する。

²² 安全保障理事会決議 2118 (2013)、添付文書II。

3. シリア当局、政府と協力関係にあるシャビア民兵そして彼らのために戦っている者による、重火器、空爆、クラスター弾、弾道ミサイル、樽爆弾、化学兵器および文民に対するその他の兵力の使用、並びに戦闘の手段としての一般住民の飢餓、学校、病院そして崇拜所への攻撃、大虐殺、恣意的な処刑、裁判外の殺人、平和的な抗議者、人権擁護者そしてジャーナリストの殺害や迫害、恣意的な拘禁、強制失踪、女性のまた子どもの権利の侵害、医療へのアクセスの違法な介入、医療要員への尊敬と保護の欠如、拷問、拘禁中のレイプを含む、組織的な性的およびジェンダーに基づく暴力そして虐待を含む、人権および基本的自由の継続した広範且つ組織的な甚だしい侵害並びに国際人道法違反をまた最も強い文言で憂慮し且つ非難する。

4. 武装した過激主義者によるあらゆる人権侵害または国際人道法違反、並びに武装した反政府集団によるあらゆる人権侵害または国際人道法違反を強く非難する。

5. テロ行為といわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）並びにアル・ヌスラ戦線による文民に対して行われた暴力そして彼らの継続した甚だしい、組織的なまた広範な人権侵害と国際人道法違反を憂慮しまた強く非難し、そしていわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）を含む、テロリズムは、いかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認する。

6. いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）による女性の権利と子どもの権利の甚だしいまた組織的な侵害、とりわけ女性と女兒を奴隷にすることと女性と女兒の性的虐待および子どもの強制勧誘、使用並びに拉致を最も強い文言で非難する。

7. その管轄権の下にあるあらゆる領域における拷問の行為を防止するため効果的な措置を講じることを含む、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約²³の下でのその義務についてシリア・アラブ共和国に注意を喚起し、また同条約の全ての当事国に対し、同条約第7条に含まれた引き渡ししか訴追の原則を尊重することを含んで、同条約の下でのあらゆる関連義務を遵守することを求める。

²³ 国際連合、条約集、第1465巻、No.24841.

8. 情報機関により運営されるものを含む、政府の拘禁センターにおけるものを含む、報告された性的暴力の執拗且つ広範な使用を強く非難し、またそのような行為は、国際人道法および国際人権法の違反を構成する可能性があることに留意し、そしてこれに関連して性的暴力犯罪に対する刑事責任の免除の支配的な傾向に深い懸念を表明する。

9. 適用可能な国際法に違反して子どもに対して犯された、子どもの勧誘や使用、殺害や傷害、レイプやその他のあらゆる形態の性的暴力、拉致、人道的アクセスの拒否および学校や病院の攻撃並びに子どもの恣意的な逮捕、拘禁、拷問、虐待および人間の楯としての子どもの使用など、あらゆる違反と侵害をまた強く非難する。

10. シリア当局が、文民犠牲者の大多数、毎日の多数文民の殺害や傷害に対して引き続き責任があるという 2015 年 9 月 21 日に、シリア・アラブ共和国に関する国際独立調査委員会委員長により為された声明を想起し、調査委員会の報告書を安全保障理事会に伝える総会の決定をくり返し表明し、調査委員会に対し、安全保障理事会理事国へのその概況説明について総会の感謝の念を表明し、そしてそのような概況説明の継続を勧告する。

11. 強制失踪に対するシリア当局の責任を再確認し、強制失踪のシリア当局の使用が、人道に対する罪に相当するという調査委員会の評価に留意し、そして政府が仲介した停戦後の、若い男性に対象を特定した失踪を非難する。

12. 調査委員会に、シリア・アラブ共和国全土の直ぐの、完全なそして拘束を受けないアクセスを認めることによるものを含んで、シリア当局が調査委員会と十分に協力することを要求する。

13. シリア当局が、シリア住民を保護する自らの責任を果たすことをまた要求する。

14. あらゆる外国人テロ戦闘員のシリア・アラブ共和国における介入およびシリア体制のために戦っている外国組織や外国人部隊、とりわけアルクッズ旅団、イスラム革命防衛隊およびヒズボラ、アサイブ・アフル・ハック並びにリワ・アブ・ファドル・アル・アッバスのような民兵集団のものを強く非難し、そして彼らの介入が、人権および人道状況を含む、シリア・アラブ共和国における悪化している状況をさらに悪化させ、そのことが同地域に重大な悪影響があることに深い懸念

を表明する。

15. シリアの穏健な反体制派に対するあらゆる攻撃をまた強く非難し、そのような攻撃がいわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）とアル・ヌスラ戦線のようなその他のテロリスト集団に利益を与え、そして人道状況の更なる悪化に貢献していることを考えると、その直ぐの停戦を求める。

16. シリア当局を支援して戦っているものを含む、全ての外国人テロ戦闘員は、シリア・アラブ共和国から直ちに撤退することを要求する。

17. 全ての当事者が、国際人権法の全ての違反および侵害そして国際人道法違反に直ちに終止符を打つことをまた要求し、とりわけ、文民と戦闘員を区別する国際人道法の下での義務並びに無差別且つ過剰な攻撃および文民や民用品に対するあらゆる攻撃の禁止を想起し、全ての紛争当事者が、国際法を遵守して、医療センター、学校および給水所のような民用物に対して直接向けられた攻撃を思いとどまらせることによるものを含んで、文民を保護するためあらゆる適切な措置を講じ、直ちにそのような施設を非武装化し、住民密集地区に軍事拠点を設立することを避けそして負傷者および包囲された地区から離れることを望むあらゆる文民の搬送を可能にすることを更に要求し、そしてシリア当局がその住民を保護することに主要な責任を負っていることを、これに関連して想起する。

18. 増えている大虐殺の数および女性と子どもを含む、少なくとも 111 名の文民が殺された、2015年8月6日のにぎやかな市場を襲ったシリア体制派によるドウマにおける法外な攻撃を含む、シリア・アラブ共和国で起きている、戦争犯罪を構成する可能性のあるものを含む、その他の複数の死傷者の事件を最も強い文言で非難する。

19. シリア・アラブ共和国における文民犠牲者の圧倒的多数が、空爆の無差別使用から引き起こされていることを示しているシリア担当事務総長特使、ステファン・デ・ミストゥーラにより行われた声明を想起し、シリア当局が直ちに文民へのあらゆる攻撃、あらゆる過剰な攻撃並びに砲撃および空爆に関与した兵器の無差別使用を含む、人口密集地区への兵器のあらゆる無差別使用、とりわけ樽爆弾や過剰な傷や不必要な苦しみの原因となる性質の戦闘の方法の使用、を止めることを

これに関連して要求し、またあらゆる状況において国際人道法を尊重する義務をこれに関連して想起する。

20. 文民の違法な殺害に対して責任を有する者の説明責任を促進する必要性を強調し、そしてまた国際人道法と国際人権法の全ての違反に責任を有する者の責任を問うことの重要性を強調する。

21. シリア・アラブ共和国における住民の報告された強制移送および同国の人口統計学に関する憂慮すべき影響を非難し、そして関係する全ての当事者に対し、人道に対する罪に相当する可能性のあるあらゆる行為を含む、これらの行動に関連したあらゆる活動を直ちに止めることを求める。

22. シリア・アラブ共和国における悪化している人道状況を憂慮し、そして国際社会に対し、シリア難民の増えている人道的必要性に対処することを受け入れ国に可能にするため緊急財政支援を提供する自らの責任を引き受けることを、同時に責任分担の原則を強調しつつ、促す。

23. 戦いの手段としての文民の飢餓が、国際法の下で禁止されていることを強調しつつ、これに関連したシリア・アラブ共和国政府の主要な責任に留意しつつ、どこの地域からのものであれ、文民に対する人道援助の意図的な拒否およびとりわけ医療援助の拒否並びに最近一層悪くなってきている文民地区への水と衛生サービスをやめることを強く非難し、そして悪化している人道状況を憂慮する。

24. シリア当局とその他の全ての紛争当事者が、安全保障理事会諸決議 2139 (2014)、2165 (2014) および 2191 (2014) に適合して、包囲されたまた辺鄙な地区に対するものを含む、国際連合および人道関係者の完全な、直ぐのそして安全なアクセスを邪魔しないことを要求する。

25. 国家以外の武装集団およびテロリスト集団、中でも注目すべきはいわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）およびアル・ヌスラ戦線により実行された、拉致、人質拘束、外部との連絡を断たれた拘禁、拷問、無実の文民の残忍な殺人、即決処刑を含む実践を強く非難し、そしてそのような行為は人道に対する罪に相当する可能性があることを強調する。

26. 調査委員会報告書および国際連合人権高等弁務官事務所報告書において並びに 2014 年 1 月の「シーザー」により提示された証拠において描写されたように、シリア・アラブ共和国全土における拘禁センターにおける苦痛と拷問を憂慮し、シリア当局が恣意的に拘禁された全ての人々を直ちに解放しそして拘禁条件が国際法に適合することを確保することを要求し、そしてシリア当局に対し、全ての拘禁施設の一覧表を公表することを求める。

27. シリア当局、いわゆるイラクおよびレバントのイスラム国（ダーシュ）、アル・ヌスラ戦線およびその他の全ての集団が、文民の恣意的拘禁を停止しそして全ての拘禁した文民を解放することを要求する。

28. 適切な国際監視機関が、調査委員会の報告書において言及された全ての軍の施設を含む、政府の刑務所および拘禁センターにおける被収容者に対するアクセスを認められることを求める。

29. 国際法の下で禁止されている、シリア・アラブ共和国における化学兵器およびあらゆる戦闘の方法の無差別な使用を強く非難し、そしてシリア当局が、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約²⁴の違反を構成し、そして国際法の下で禁止されている、違法な兵器としての塩素ガスをくり返し使用してきたという調査委員会の調査結果に深刻な懸念をもって留意する。

30. その中でシ安保理が、シリア・アラブ共和国における武器として有毒化学物質の一定の使用において関与したものを特定する化学兵器禁止機関・国際連合同調査メカニズムを設立した安全保障理事会決議 2235（2015）の全会一致の採択を歓迎し、そして責任を有する者の責任を問う必要性を強調する。

31. シリア・アラブ共和国が、化学兵器条約、化学兵器禁止機関の執行理事会の 2013 年 9 月 27 日の決定²⁵およびその計画を全部宣言しそしてそっくりそのままそれを取り除くことを要求している安全保障理事会諸決議 2118（2013）および 2235（2015）の下でのその義務を十分に尊重することを要求する。

²⁴ 同書、第 1974 巻、No.33757。

²⁵ 安全保障理事会決議 2118（2013）、添付文書 I。

32. 全ての当事者が、種族的、宗教的および宗派の共同体を含む、文民を保護するためあらゆる適切な措置を講じることをまた要求しそして、これに関連して、その住民を保護する主要な責任が、シリア当局にあることを強調する。

33. 2015年2月12日の安保理決議2199(2015)において安全保障理事会により概略が示されたように、シリア・アラブ共和国の文化的遺産の損害および破壊、並びにその文化的財産の組織的な略奪および取引を強く非難する。

34. 国際人道法違反または人権法の違反や侵害について責任がある全ての者は、適切な公正且つ独立した国内または補完の原則に従った国際刑事裁判所制度を通して責任を問われることを確保する必要性を強調し、そしてこの目標に向けてまたこの理由のために現実的な措置を追求する必要性を強調し安全保障理事会に対し、国際刑事裁判所がこれに関連して果たすことができる重要な役割に留意しつつ、説明責任を確保するため適切な行動を取ることを奨励する。

35. シリア難民を支援しまた受け入れるための措置や政策を導入してきた同地域の外の諸国の取組を歓迎し、同諸国に対し、もっと行うことを奨励し、また同地域の外のその他の国家に対し、保護および人道援助をシリア難民に提供することを目的として、同様の措置や政策を実施することをまた考慮することを奨励する。

36. 全てのドナーを含む、国際社会に対し、受け入れ諸国がシリア難民の増えつつある人道的必要性に対応することができるように緊急の財政支援を提供することを、同時に責任分担の原則を強調しつつ、促す。

37. 全てのドナーを含む、国際社会の構成員に対し、自らの以前の誓約を遂行しそして国内と受け入れ諸国の両方の追い出された数百万のシリア人に人道支援を提供する国際連合、専門機関およびその他の人道関係者に対して本当に必要な支援を提供し続けることを求める。

38. シリアの全ての紛争当事者に対し、国際人道法により要求されたように、国際連合および関連要員、専門機関の要員並びに人道救援活動に従事しているその他の全ての要員の移動およびア

クセスの自由を害することなしに、彼らの安全と防護を確保するためあらゆる適切な措置を講じることを促し、これらの取組を妨害しないまたは邪魔しない必要性を強調し、人道支援要員への攻撃は、戦争犯罪に相当する可能性があることを想起し、そして安全保障理事会が、いずれかのシリア当事者による諸決議 2139 (2014)、2165 (2014) または 2191 (2014) の不遵守の場合には、安保理が更なる措置を講じるということを安保理決議 2191 (2014) において再確認したことをこれに関連して留意する。

39. 国際社会に対し、2000年10月31日の1325(2000)、2013年10月18日の2122(2013)および2015年10月13日の2242(2015)の安保理諸決議において安全保障理事会により目論まれたように、シリア危機に対する政治的解決を見つけ出すことを目的としたあらゆる取組において女性の指導力と参加を支援することを求める。

40. 女性の完全且つ効果的な参加を得た、そしてセクト主義または種族的、宗教的、言語的、ジェンダーまたはその他のなんらか理由に基づく差別の余地のない、市民の、民主的なそして多民族の国家を求めるシリア国民の合法的な憧れを満たすシリア危機に対する政治的解決を見つけ出す国際的な取組に対する総会の公約を再確認し、そして全ての当事者が、あらゆる暴力、人権の違反や侵害並びに国際人道法の違反に終わりをもたらしことまた同時に統治機関の継続性を確保しつつ相互の同意を基礎に形作られるものとする、完全な行政権限を持った包括的な暫定統治機関の設立を通したものを含む、シリア国民の合法的憧れを満たしそして彼らが、独立してまた民主的に彼らの将来を決めることを可能にする政治的移行を導き出すシリア人主導の政治過程が始まることを目的としている、2012年6月30日のジュネーブ・コミュニケ²²の包括的实施に向けて、緊急に活動することを要求する。

41. 事務総長に対し、本決議の採択から45日以内に、シリア当局による本決議の実施について報告することを要請する。

第82回本会議

2015年12月23日